平成３０年（フ）第１１号
山形県鶴岡市羽黒町松ケ岡字松ケ岡271番地
武山方
債務者　菅原　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第１２５３号
大阪府八尾市高美町１丁目４番２号
債務者　柴田　洸介
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３９号
大阪市西区南堀江３丁目３番７－407号
債務者　佐原　友博
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０２号
大阪府箕面市西宿２丁目22番３－506号
債務者　下濵　綾子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０４号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番８－407号
債務者　笹部美智子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８８号
大阪府摂津市学園町２丁目10番12－407号
コーポラス摂津
債務者　新田　祐佳
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８０８号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36－1310号
債務者　髙取　俊詔
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０３１号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目18番３号
公園南ハイツ司　101号
債務者　石原　樹里
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５０号
大阪市西成区花園北２丁目18番９号ティアラコートウエスト　304、前住所大阪市西成区天下茶屋２丁目19番12号　新和荘　48号
債務者　合田マコト
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５２号
大阪府枚方市船橋本町１丁目702番地の２（101）
債務者　田中　敏昭
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０７７号
大阪市住吉区長居１丁目２番29号　春日マンション　201号
債務者　塩見　諭史
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０８３号
大阪府東大阪市金岡２丁目４番13号　みとハイム　７号
債務者　水原　初代
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１１０号
大阪府守口市大庭町１丁目21番12－301号
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１１１号
大阪府守口市大庭町１丁目21番12－301号
債務者　鈴木　律子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６号
奈良市神殿町96番地の５
債務者　梅本　良子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第７０号
香川県高松市田村町597番地６　市住２－302
債務者　石原　信章
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９号
大分県日田市大山町西大山6026番地
債務者　中嶋　美紀（旧姓河津・梶原）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大分地方裁判所日田支部